

秋市選管告示第15号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を次のとおり設置したため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和5年4月14日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

設置場所

- 1 設置投票区 102
- 2 設置番号 554
- 3 設置住所 秋田市河辺北野田高屋字畑ノ沢20
- 4 設置場所 アートコーヒー隣畑